

いう小金井市との確認事項については、最低限しっかり守る立場を堅持するよう、求めていきたいと思えます。

そもそも「広域支援協定」は、焼却炉で突発的な事故がおきたり、あらかじめ計画された建て替えで一時的に処理ができなくなる場合に助け合う目的でむすばれています。

小金井市の行政の怠慢がまねいた今回のケースで西多摩衛生組合がごみを受け入れることは間違っており、今後、同じようなケースが繰返される恐れがあります。

一日も早い小金井市のごみ搬入ストップとごみの減量にむけて、これからも力をつくしていきます。



小金井市のごみ収集車にたいする抗議行動が続けられています。

無料法律相談のお知らせ

8月12日(火)午後1時30分からです。

事前に予約が必要です。お気軽にご連絡ください。

- ・ 中原まさゆき 554-1163
- ・ 市川英子 554-1140
- ・ 鈴木たくや 080-1058-9450